

北國銀行 印鑑レス口座取扱規定

1. (印鑑レス口座)

(1) 印鑑レス口座とは、取引口座の開設（印鑑レス口座への切替を含む）にあたり、当行への印鑑の届出を行わない口座をいいます。

(2) 印鑑レス口座を開設できるのは、個人および個人事業主の方（ただし非居住者の方を除く）に限ります。

2. (対象口座)

対象となる口座は、総合口座、普通預金口座、定期預金口座、積立定期預金口座、貯蓄預金口座、通知預金口座、納税準備預金口座です。印鑑レス口座を開設後は、原則、同一取引店の対象口座全てのお取引について印鑑を使用しないこととなります（ただし、法令等により印鑑押印が必要な場合は除きます）。

3. (印鑑レス口座にかかる取引)

(1) 印鑑レス口座での取引を行う場合、原則として、北國クラウドバンキングまたはATMの利用により行うものとします。

(2) お客さまが、当行の本支店窓口において印鑑レス口座の取引をされる場合は、届出印鑑の押印に代えて、総合口座または普通預金口座のキャッシュカードによる本人認証を行います。この場合、当行所定の本人確認書類の提示を求められることがあります。また、通帳が発行されている口座のお取引の場合は、通帳も提出してください。

(3) 口座振替を依頼する場合は、対象口座を北國クラウドバンキングの代表口座もしくはサービス利用口座に登録のうえ、当行所定の方法による確認を行う必要があります。

4. (取引の制限)

(1) 印鑑レス口座の開設を申し込む場合、北國クラウドバンキングおよび総合口座または普通預金口座のキャッシュカード発行が必要です。

(2) 印鑑レス口座の取引継続中は、北國クラウドバンキングの解約およびキャッシュカードの解約のいずれも行うことはできません。

(3) 印鑑レス口座では、メールオーダーでの住所変更手続きなど当行所定の取引を行うことはできません。

5. (印鑑レス口座の解除)

印鑑レス口座を保有中のお客さまは、印鑑の届出その他当行所定の手続きをお取りいただくことにより、印鑑レス口座を、印鑑照合による本人確認を行う取引口座に変更することができます。

6. (印鑑レス口座の停止等)

(1) 当行は、以下の場合、印鑑レス口座の取扱いを一時的に停止することがあります。ただし、当行において停止事由が消滅したと判断したときは、速やかに停止を解除します。

A. お客さまが本規定に違反するなど、当行が印鑑レス取扱いの停止を必要とする相当の事由が生じたとき

B. 住所やEメールアドレスの変更等を行わなかったなど、当行においてお客さまの所在ないし連絡先が不明となったとき

C. 印鑑レス口座の取扱いが、キャッシュカードの偽造・盗難・紛失等により不正に使用される恐れがあると当行が判断したとき

(2) 当行は、印鑑レス口座の取扱いの継続的な提供に支障があると判断したときその他必要と認めるときは、提供を中止し、打ち切る場合があります。

7. (他の規定の適用)

印鑑レス口座取引については、各種預金規定、各種カード規定、各種商品に関する規定、および各種サービスに関する規定（これらに付随する特約を含みます。）も適用されるものとし、これらの規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

8. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、法令の変更、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2023年8月 現在